

労働法最前線

—企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

職場配置転換の企業勝訴判決

第 58 回

2013 年 4 月 1 日、金氏と上海国旅国際旅行社（以下、国旅という）との職場配置転換を巡る労働紛争上訴案件（上海市第二中级人民法院（2013）滬二中民三（民）終字第 370 号）に企業勝訴の判決が下されました。長期雇用の流れの中で、職場配置転換という経営手段を行使することは、雇用の活性化をもたらすことになると考えます。本件は、その可能性を再度提議する意味を持ちます。

1. 状況と経緯

（1）金氏は 1983 年 8 月に入社し、財務部の決算や銀行出納を歴任、1988 年 7 月から財務部でパソコンメンテナンスの仕事を担当してきた。

（2）2012 年 7 月 2 日、パソコンメンテナンスの部署が閉鎖され、国旅は金氏を財務部現金出納に配置転換させようと考えた。同社の関連責任者は 2 回にわたって金氏と面談したが、金氏は配置転換を拒否した。

（3）2012 年 7 月 12 日、国旅人事部は金氏に対して、同 16 日より現金出納職場に配置させる内容の通知を発行した。金氏は 16 日、人事部宛に当該職場への配置転換を拒否する旨を書面で提出し、その他の職場への異動を要求した。

（4）2012 年 7 月 25 日、国旅は金氏に対して、国旅の就業規則の関連規定に基づき、三類過失（就業規則上、正当な理由もなく職場配置を拒否し 7 日を超えない状況が三類過失に該当する）の処罰通知を発行した。さらに 8 月 8 日、一類過失（就業規則上、正当な理由もなく職場配置を拒否し満 15 日の状況が一類過失に該当する）の処罰通知を発行し、金氏との労働契約を解除した。

（5）2012 年 8 月 15 日、金氏は上海市静安区労働仲裁委員会に労働仲裁を提出し、違法労働契約の解除により賠償金 16 万 5,000 元を請求した。当該請求に対して、労働仲裁は支持しなかった。その後、一審も二審も、金氏の敗訴を言い渡した。

2. 裁判所の判断

（1）金氏は財務部出納の仕事を担当したことがあり、作業時間、作業場所、賃金待遇、労働強度などの変化がない状況の下で、国旅が金氏に出納の職場に配置転換させることは、金氏の合法的な権益を損害していない。

（2）金氏は会社との数回のやり取りを通じて、会社の決定を変えることができないと知りながらも、配

置転換を拒否し、国旅の就業規則に違反した。

（3）金氏は自分が職場配置転換を拒否したことについて、十分な事実根拠を提示せず、国旅の配置転換の不合理性を証明できなかった。

3. 本案についての弁護士の解析

会社は、職場配置転換の正当性について裁判所の支持を得るために、以下のような根拠を証明しなければなりません。本件の場合、労働契約上の約定という根拠が提示されませんでした。職場配置転換の合理性の立証ができたこと、そして、一つ一つのプロセスを踏まえたうえで進んできたことなどが勝訴のポイントになったと思われます。

（1）従業員の同意がなくても、会社による一方的な職場配置転換ができるという内容について、労働契約上の約定、または罰則規定を含む就業規則上の明文規定が存在していること。

（2）会社の職場配置転換に合理性があること。

（3）会社が従業員との協議などのプロセスを踏まえたこと。

（4）以上の（1）～（3）について立証できること。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【北京本部】

Add: 建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800 (日本語専用)

【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)